

2014（平成 26）年 8 月 4 日

厚生労働省老健局振興課
課長 高橋 謙司 様

NPO 法人 全国移動サービスネットワーク（略称：全国移動ネット）
理事長 中根 裕
〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-1-2 山崎ビル 204 号
TEL：03-3706-0626 FAX：03-3706-0661
URL：http://www.zenkoku-ido.net
E-mail：info@zenkoku-ido.net

介護予防・生活支援サービスにおける訪問型サービスD（移動支援）の 活用に向けた意見書

2015（平成 27）年度からスタートする新しい介護予防・日常生活支援総合事業について、「介護予防・生活支援サービス事業」の一類型として「移動支援」が示されたことを高く評価するとともに、以下を要望いたします。また、この要望を全国の市町村に向けて周知してください。

■本紙の概要■

- ①「移動支援」の車両運行（移送）の形態は、有償運送も無償運送も対象とするよう配慮してください。
- ②「移動支援」を実施する団体の実態に応じて、運営費を補助するよう配慮してください。
- ③地域ケア政策会議や生活支援サービスの協議体等、地域の会議体に、移動の支援を行う団体を参画させるよう配慮してください。

全国移動ネットは、2015（平成 27）年度から施行される介護保険制度の地域支援事業の充実と介護予防・日常生活支援総合事業の発展的見直しによる「新しい総合事業」の整備に際し、介護予防・生活支援サービス事業の一つとして移動支援の位置づけを明確化するよう、厚生労働省への要請活動を断続的に行ってきました。

そして、2014（平成 26）年 7 月 28 日に行われた全国介護保険担当課長会議資料の中で介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）が振興課より示されました。ここには、同事業の「多様なサービス⑤訪問型サービスD」として移動支援が組み込まれています。これまで移動について個別に公的支援を受けられなかった要支援 1，2 相当の方々が、制度内のサービスとして移動の支援を利用できるようになるという点で、評価できる内容です。

しかし、これだけで地域の移動支援が活性化し、あるいは保障されるわけではありません。国の制度設計という第 1 ステージから、第 2 ステージである市区町村の新しい総合事業実施に向け

た移行準備が始まります。施策づくりは制度づくり以上に重要です。移動の支援は、多くの地域で、地域包括支援センターや民生委員等から最も必要なサービスに挙げられていますが、具体化するにはいくつか検討課題があります。

訪問型サービスDは、「移送前後の生活支援」に補助（助成）が適用されますが、

- ①車両運行（移送）部分の形態については、道路運送法に基づく福祉有償運送や、運送行為に対価を伴わない無償運送等の定めがありません。安全確保ができれば、どちらの形態でも実施は可能とすべきです。
- ②また、車両運行（移送）には車両購入費や車両維持費、ガソリン代がかかります。運行管理やコーディネートにあたるスタッフ人件費等も必要です。訪問型サービスDとして団体の運営費（固定費）を補助（助成）するとともに、利用者負担の軽減のために、運行経費部分に一般財源を活用することも必要です。
- ③こうした実施方法の検討には、移動の支援を行なっている団体・グループの関係者が「地域ケア政策会議」や「生活支援サービスの協議体」等の会議体に参加することが欠かせません。要支援者への移動の支援は、多くが介護保険制度外のサービスとして実施されており、自治体も、介護保険と福祉有償運送で担当課が異なる場合が少なくありません。現場の関係者を変え、利用ニーズや活動実態を理解するところから始める必要があります。

訪問型サービスDは、介護保険制度はもとより、自治体の創意工夫によって住み慣れた地域で最後まで暮し続けることができるといったまちづくりの観点からも有効なサービス類型の一つです。市区町村のみなさまには、ぜひともこの訪問型サービスD（移動支援）の周知とその活用を進めていただきたいと思います。せっかく創設された移動支援の枠組みが活用されないままの目を見ないといったことがないように、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

【新しい総合事業への移行準備として今後の想定される自治体の動き】

- ・地域社会資源の洗い出し※アンケート
- ・生活支援サービス創設の働きかけ・意向調査
- ・生活支援コーディネーター配置・協議体設置の検討
- ・生活支援サービスの決定
- ・運営費補助・助成額の決定
- ・研修講座の開講